

ID: 1035

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども政策課

処分の概要	養育者に対する手当の支給の制限		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第11条		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【根拠条文】 第11条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日